

## 相生市空家等対策の推進に関する条例(案)に対する市民意見の募集について

「相生市空家等対策の推進に関する条例（案）」を作成いたしました。

つきましては、相生市民意見提出制度（パブリック・コメント制度）の実施に関する要綱に基づき、この案に対する相生市の考え方とともにその概要を公表いたします。また、ご意見に基づき計画を修正した時は、修正内容と理由をあわせて公表いたします。

### 1 条例策定の目的

相生市内の空家等について、適正管理と利活用を促す対策を推進するため、相生市空家等対策の推進に関する条例（案）を制定し、市民の良好な住環境の保全と安全で安心なまちづくりの推進に寄与する。

### 2 意見を提出できる方

- ・市内在住、在勤、在学の人
- ・市内に事務所または事業所のある人
- ・相生市に納税義務のある人
- ・この条例に利害関係のある人

### 3 意見の提出期間

平成27年12月22日（火曜日）から平成28年1月15日（金曜日）まで（郵送の場合は当日の消印有効）

### 4 条例（案）の閲覧方法

平成27年12月22日（火曜日）より市のホームページまたは公文書公開コーナー、地域振興課窓口

### 5 意見の提出方法

住所、氏名等を明記のうえ、次のいずれかの方法により提出して下さい。様式は自由ですが、氏名及び住所の記載のない場合は、受付をいたしませんのでご了承ください。

(1)郵便 〒678-0031 相生市旭一丁目2番10号

相生市市民生活部地域振興課まちづくり推進係

(2)ファクシミリ 0791-23-7137

(3)電子メール [machizukuri@city.aioi.lg.jp](mailto:machizukuri@city.aioi.lg.jp)

## 6 その他

公開はご意見の内容のみを行い、ご意見をいただいた方の氏名・住所を公開することはありません。また、頂きましたご意見に対しては、市ホームページで回答いたしますのでご了承ください。

## 7 問い合わせ先

〒678-0031

相生市旭一丁目2番10号

相生市市民生活部地域振興課まちづくり推進係

電話 0791-23-7130